

離婚届の記入例

離婚届

届出する年月日を記入してください。

令和 年 月 日届出

滋賀県東近江市 長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 第 号					
送付 令和 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

離婚届で住所は変更できません。住所を変更される場合は別に届けが必要です。

(1) 氏名	夫 甲野 太郎	妻 甲野 花子				
生年月日	昭和51年 1月 1日	昭和50年 3月 3日				
住所	滋賀県東近江市八日市緑町 10番地 5号	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 号				
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10番地	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地				
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	<input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 甲野 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 妻 乙川 二郎				
同居の期間	平成14年 12月 から 令和2年 5月 まで					
別居する前の住所	滋賀県東近江市八日市緑町10番地 5号					
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)					
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業				
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 甲野 すみれ	妻が親権を行う子				
届出人	夫 甲野 太郎	妻 甲野 花子				
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先				
	夫 年 月 日	電話 0748 (24) 1234				
	妻 年 月 日	自宅 勤務先 [] 携帯				

押印は任意です。

※消せるボールペンは使用しないでください。

協議離婚のときは、当事者以外の2人の署名が必要です。証人は、離婚の事実を知っている人で、18歳以上の方であれば、親や兄弟でもかまいません。押印は任意です。

証人	(協議離婚のときだけ必要です)	
署名	甲野 一郎	丙島 梅子
印	印	印
生年月日	昭和25年 8月 22日	昭和39年 12月 13日
住所	滋賀県東近江市八日市緑町 10番地 5号	滋賀県東近江市八日市東浜町 1番地 3号
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町 10番地	滋賀県東近江市八日市東浜町 241番地

父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないでください。また、離婚その他の事情で父母の氏が違うときは、変更後(現在)の氏を書いてください。

婚姻で氏が変わった人は離婚後の氏や戸籍を次の3つから選んでください。

- 元の氏に戻る場合 ① 親の戸籍に戻る(左の例になります)
 - 元の氏に戻る場合 ② 自分で新戸籍をつくる
 - 引き続き今までの氏を使う場合 ③ 別の用紙を離婚届と同時に提出してください。(戸籍法77条の2の届出になります。)
- 離婚届と同時に77条の2の届を提出する場合は、この欄は記入しないでください。

離婚届を提出し、いったん元の氏に戻った方も、「婚姻中の氏」を引き続き使用したいときは、離婚の日から3ヶ月以内であれば、裁判所の許可なく、「戸籍法77条の2の届出」をすることによって、そのまま使用できます。

離婚の際、未成年の子がいるときは、夫妻のどちらが親権を持つのか、必ず決定をし、子の氏名を書いてください。この届出で親権を決定しますが、子の戸籍は移動しません。移動させるには家庭裁判所の許可が必要となります。詳しくはお尋ねください。

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

持参していただくもの

- 離婚届書(1通)
- 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
* 本人確認のため
- マイナンバーカード
表面記載事項に変更が生じる場合は持参してください。
- 調停・裁判離婚の場合は、裁判所からの書類も忘れずに持参ください。その場合、届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要です。証人は必要ありません。